番号:160157 国名:ベトナム

担当:産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名:産業基盤制度整備分野技術協力プロジェクト終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析(2)格付:3号~4号(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2016年5月上旬から2016年10月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 1.00M/M、現地 1.40M/M、合計 2.40M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間 ① 5日 21日 5日

② 5日 21日 5日

① ベトナム国 省エネルギーラベル基準認証制度運用体制強化プロジェクト(終了時評価)

② ベトナム国 知的財産権の保護および執行強化プロジェクト(終了時評価)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:4月20日(12時まで)

(4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム> JICA について>調達情報> 調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014 年 4 月以降契約) > 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9 点

③語学力 18点

④その他学位、資格等18点

		(計100点)
類似業務	各種評価調査	
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国	
語学の種類	英語	

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種:なし

6. 業務の背景

JICA はプロジェクトの質を向上させるために、従来プロジェクトに対する終了時評価を実施している。2016年度において、JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チームが所管する産業基盤制度整備分野で実施予定の下記ベトナム国 2 件の終了時評価を、本契約の対象として予定している。

国名 プロジェクト名(調査種別) 現地調査予定期間

①ベトナム国 省エネルギーラベル基準認証制度運用 2016年6月上旬~2016年6月下旬

体制強化プロジェクト (終了時評価)

②ベトナム国 知的財産権の保護および執行強化 2016年10月上旬~2016年10月下旬 プロジェクト(終了時評価)

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次の(1)~(6)のとおりとする。(1)~(3)については、上記①ベトナム国省エネルギーラベル基準認証制度運用体制強化プロジェクト(終了時評価)に関する業務、(4)~(6)については、上記②ベトナム国知的財産権の保護および執行強化プロジェクト(終了時評価)に関する業務である。

- (1) 国内準備期間(2016年5月下旬~6月上旬)
 - ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
 - ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目 とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成し、JICAへ送付する。
 - ④対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2016年6月上旬~6月下旬)
 - ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ③ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績への貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P

等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。

- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の 修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間(2016年6月下旬~7月上旬)
 - ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
 - ②帰国報告会に出席する。
 - ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。
- (4) 国内準備期間(2016年9月下旬)
 - ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
 - ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
 - ④対処方針会議等に参加する。
- (5) 現地派遣期間 (2016年10月上旬~10月下旬)
 - ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ③ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
 - ⑥調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の 修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
 - ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
 - ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。
- (6) 帰国後整理期間 (2016年10月下旬)
 - ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
 - ②帰国報告会に出席する。
 - ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)

上記(1)~(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積もりを計上すること)。なお、航空便経路 は 成田・羽田—ハノイ間の経済性を考慮した路線を選択すること。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者は、当機構の調査団員に10日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ) 基準認証制度(経済産業省または(独)製品評価技術基盤機構等の基準認証制度関係機関)※①案件のみ参団
- エ) 知的財産行政(特許庁)※②案件のみ参団
- オ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。 ア) 空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗 することとなります。)

工) 通訳傭上

日本語または英語⇔ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ)執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内またはJI CAベトナム事務所内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

案件概要表

① ベトナム国省エネルギーラベル基準認証制度運用体制強化プロジェクト http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VWAJPrint/F9093515AB52F4CD49257BB80079CEB4

② ベトナム国知的財産権の保護および執行強化プロジェクト
http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/WWAJPrint/2A7F820F6DC6E01B49257A6B0079D8A8

その他、以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (TEL: 03-5226-8046) にて配布します。

- ① ベトナム国省エネルギーラベル基準認証制度運用体制強化プロジェクト
 - PDM (最新版)
- ② ベトナム国知的財産権の保護および執行強化プロジェクト
 - ・前回の終了時評価の協議議事録 (M/M)
 - PDM (最新版)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上